

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	21	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	1
〃	22	処分報告（令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第7号））の件	2
〃	23	処分報告（令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第8号））の件	6
議案	64	貝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件	10
〃	65	貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例の一部を改正する条例制定の件	13
〃	66	貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会条例制定の件	18
〃	67	選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件	21
〃	68	貝塚市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件	22
〃	69	大阪府都市競艇企業団規約の変更に関する協議について議決を求める件	24
〃	70	市道の路線を認定する件	24
〃	71	令和3年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議決を求める件	25
〃	72	令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第9号）の件	26
〃	73	令和4年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件	33
〃	74	令和4年度貝塚市水道事業会計補正予算（第1号）の件	36
〃	75	令和4年度貝塚市病院事業会計補正予算（第2号）の件	37

報告第 22 号

処分報告（令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 7 号）の件

令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第7号）の件

令和4年度貝塚市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ695,091千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,423,463千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月7日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		8,608,570	695,091	9,303,661
	2. 国庫補助金	2,368,794	695,091	3,063,885
歳 入 合 計		38,728,372	695,091	39,423,463

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		17,832,420	695,091	18,527,511
	1. 社会福祉費	6,985,686	695,091	7,680,777
歳 出	合 計	38,728,372	695,091	39,423,463

報告第 23 号

処分報告（令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 8 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 8 号）の件

令和4年度貝塚市一般会計補正予算（第8号）の件

令和4年度貝塚市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,747,421千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月14日 処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		9,303,661	323,958	9,627,619
	2. 国庫補助金	3,063,885	323,958	3,387,843
歳 入 合 計		39,423,463	323,958	39,747,421

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,516,484	30,517	5,547,001
	1. 総務管理費	4,740,594	30,517	4,771,111
7. 商工費		334,078	235,091	569,169
	1. 商工費	334,078	235,091	569,169
10. 教育費		3,424,954	58,350	3,483,304
	2. 小学校費	897,967	51,973	949,940
	4. 幼稚園費	294,414	6,377	300,791
歳 出 合 計		39,423,463	323,958	39,747,421

議案第 64 号

貝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

貝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長、病院事業管理者及び消防長並びに財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市民の責務)

第3条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報取扱事務の登録及び公表)

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（次項及び第4項において「個人情報取扱事務登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、前項各号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者に関する事務
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報であつて、職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (3) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務

(4) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務

(5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、その相手方の氏名、住所その他の送付、受領又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務

4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その登録を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、貝塚市情報公開条例(平成9年貝塚市条例第31号)第7条第1号ウに掲げる情報(法第78条第1項各号のいずれかに該当するもの及び同項第2号ハに該当するものを除く。)とする。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第8条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

(開示請求に係る費用負担)

第9条 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有特定個人情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものに記録されているものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)の開示の実施に当たり、開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該保有特定個人情報の写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(是正の申出)

第10条 何人も、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報(第4条第3項第1号及び第2

号に掲げる事務に係るものを除く。以下この項及び次条において同じ。)の取扱いが法の規定に違反して不適正であると思料するとき(当該保有個人情報について訂正請求又は利用停止請求をすることができることを除く。)は、当該実施機関に対し、その取扱いの是正を申し出ることができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(次条第2項において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。

(是正の申出の方法)

第11条 是正の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 是正の申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 是正の申出に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 是正の申出に係る保有個人情報の取扱いの内容及び是正を求める内容

- 2 前項の場合において、是正の申出をする者は、是正の申出に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による是正の申出にあつては、是正の申出に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(是正の申出に対する措置)

第12条 実施機関は、是正の申出があつたときは、速やかに、必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容(当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあつては、その理由を含む。)を当該是正の申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第13条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会条例(令和4年貝塚市条例第 号)第2条第1項に規定する貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況等の公表)

第14条 市長は、毎年1回、各実施機関に係る法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

- 2 市長は、毎年1回、電子計算組織に記録されている保有個人情報の記録項目を公表しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 65 号

貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例の一部を改正する条例

貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例（平成9年貝塚市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貝塚市情報公開条例

「第1章 総則（第1条—第6条）

目次中 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第7条—第31条）を「第1章 総則（第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第32条—第38条）」

第1条—第5条）」に、「第4章」を「第2章」に、「第39条—第46条」を「第6条—第14条」に、「第5章」を「第3章」に、「第47条—第47条の10」を「第15条・第16条」に、「第6章」を「第4章」に、「第48条・第49条」を「第17条」に、「第7章」を「第5章」に、「第50条—第54条」を「第18条—第21条」に改める。

第1条中「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利及び情報」を「行政情報」に、「個人情報の適正な取扱いの確保及び情報」を「行政情報」に改め、「個人の尊厳の確保及び権利利益の保護を図るとともに」及び「基本的人権の擁護に資するとともに」を削る。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において「行政情報」とは、公文書（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。））であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。第19条において同じ。）に記録された情報をいう。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。

第3条第1項中「個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有するとともに」を削り、同条第2項を削る。

第5条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「何人も」を「市民は」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条、第2章及び第3章を削る。

第39条第1項中「を請求する」を「の請求（以下「公開請求」という。）をする」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合においては、この章の規定を準用する。

第4章中第39条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(行政情報の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

(2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又

は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すること
が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 市並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - キ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第40条及び第41条を削る。

第42条中「公文書等に次に掲げる情報が記録されている部分がある」を「公開請求に係る行政情報に非公開情報が含まれている」に、「行政情報の公開の請求」を「公開請求」に改め、同条各号を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報（第7条第2号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。

(行政情報の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

第43条中「第39条第1項の規定により行政情報の公開を請求しよう」を「公開請求をしよう」に改め、同条第3号中「実施機関の」を「規則で」に改め、同条を第11条とする。

第44条第1項中「前条の規定による請求」を「公開請求」に、「請求を受理した日から起算して」を「公開請求があった日から」に、「公開をするかどうかの決定」を「全部若しくは一部を公開する旨又は全部を公開しない旨の決定（以下「公開決定等」という。）」に改め、同条第2項中「同項に規定する決定」を「公開決定等」に、「同項に規定する請求をしたもの（以下「請求者」という。）」を「請求者」に改め、同条第3項中「第1項に規定する決定」を「公開決定等」に、「当該決定の

」を「その」に改め、同条第4項中「行政情報の公開をしないことの決定」を「公開決定等（行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）」に、「公文書等に記録されて」を「行政情報に含まれて」に、「第42条各号に掲げる情報」を「非公開情報」に改め、同条第5項中「行政情報の公開をするかどうかの決定」を「公開決定等」に改め、同条第6項中「第1項に規定する決定」を「公開決定等」に、「当該決定」を「当該公開決定等」に、「公文書等に記録されて」を「行政情報に含まれて」に改め、同条を第12条とする。

第45条第1項中「公開をすること」を「全部又は一部を公開する旨」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 行政情報の公開は、当該行政情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政情報の公開にあつては、実施機関は、当該行政情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第45条に次の1項を加え、同条を第13条とする。

3 行政情報の公開は、実施機関が前条第3項の規定による通知の際に指定する日時及び場所において行うものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第14条 実施機関は、他の法令の規定により、請求者に対し公開請求に係る行政情報が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政情報については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第46条を削る。

第4章を第2章とする。

第47条中「次に掲げる審査請求」を「公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求」に改め、同条各号を削り、第5章中同条を第15条とする。

第47条の2第1項中「前条各号に掲げる」を「前条の」に、「審査会」を「貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会条例（令和4年貝塚市条例第 号）第2条第1項に規定する貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会」に改め、同項第2号から第4号までを削り、同項第5号中「第44条第6項」を「第12条第6項」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「（以下「諮問実施機関」という。）」を削り、「者に」を「ものに」に改め、同項第2号中「個人情報の開示請求者、訂正請求者若しくは利用停止請求者又は行政情報の公開請求者（これらの者が）」を「請求者（請求者が）」に改め、同項第3号中「個人情報の開示又は」を削り、同項を同条第2項とし、同条を第16条とする。

第47条の3から第47条の10までを削る。

第5章を第3章とし、同章の次に次の1章を加える。

第4章 費用負担

第17条 第13条第2項の規定により写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第6章を削る。

第50条を削る。

第51条の見出し中「運用状況等」を「運用状況」に改め、同条第2項を削り、第7章中同条を第18条とし、第52条を第19条とする。

第53条中「個人情報の保護及び」を削り、同条を第20条とする。

第54条中「実施機関が」を「規則で」に改め、同条ただし書を削り、同条を第21条とする。

第7章を第5章とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる者に係るこの条例による改正前の貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第3項の規定によるその事務に関して知ることのできた旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下この項において「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務又は第12条の規定による職務上知ることのできた旧個人情報をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行前において旧条例第2条第9号に規定する実施機関（次号において「旧実施機関」という。）から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

(2) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

3 この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会（以下この項において「旧審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第6条第4項の規定による職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に旧条例第13条、第21条若しくは第24条又は第39条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政情報の公開については、なお従前の例による。

(貝塚市暴力団排除条例の一部改正)

5 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項を次のように改める。

貝塚市情報公開条例（平成9年貝塚市条例第31号）第2条第2項に規定する実施機関（次項において「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年貝塚市条例第 号）（次項において「個人情報保護法等」という。）で定めるところにより、必要な個人情報を収集するものとする。

第14条第2項中「実施機関が」を「個人情報保護法等で」に改める。

議案第 66 号

貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会条例制定の件

貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会の設置、組織及び調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 次に掲げる法律又は条例の規定による諮問に応じ、審査請求等について調査審議するため、市に、貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項

(2) 貝塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年貝塚市条例第 号）第13条

(3) 貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年貝塚市条例第 号）第45条第1項又は第53条

(4) 貝塚市情報公開条例（平成9年貝塚市条例第31号）第16条第1項

2 審査会は、前項に規定する調査審議を行うほか、情報の公開に関する重要な事項について調査審議し、実施機関（貝塚市情報公開条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。第5条第1項において同じ。）に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第 5 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（第2条第1項第1号若しくは第4号に掲げる法律若しくは条例の規定又は貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下同じ。）に対し、審査請求に係る次に掲げる情報（以下「審査請求関係情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された審査請求関係情報の開示又は公開を求めることができない。

(1) 個人情報の保護に関する法律第78条第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報

(2) 貝塚市議会の個人情報の保護に関する条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項

に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報

(3) 貝塚市情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る同条例第2条第1項に規定する行政情報

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求関係情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）にその意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第6条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第7条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が、意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第5条第1項の規定により提示された審査請求関係情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第6条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

（調査審議の手続の非公開）

第10条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申等）

第11条 審査会は、諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

- 2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付すると

ともに、答申の内容を公表するものとする。

(裁決)

第12条 諮問実施機関は、審査会が諮問に対する答申をしたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

2 諮問実施機関は、審査請求を受理した日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決を行うよう努めなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年貝塚市条例第 号)の規定による改正前の貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例(第4項において「旧条例」という。)第6条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する貝塚市個人情報の保護及び情報公開審査会(第4項において「旧審査会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第4条第1項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

3 市長は、施行日前においても、第4条第1項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

4 施行日前に旧条例第47条の2第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、当該諮問に係る調査審議については、なお従前の例による。

議案第 67 号

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年11月30日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例(平成5年貝塚市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条中「前条第4項の」の次に「規定による」を加え、同条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「前条の」を「前条第4項の規定による」に、「7,560円」を「7,700円」に改める。

第4条の2中「第3条第4項の」の次に「規定による」を加え、「7円51銭」を「7円73銭」に、「第2条ただし書き」を「第2条ただし書」に改める。

第5条中「第3条第4項の」の次に「規定による」を加え、「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

第7条第2号中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第4条から第5条まで及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 68 号

貝塚市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市立学校設置条例の一部を改正する条例

貝塚市立学校設置条例（昭和39年貝塚市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第 2 条（見出しを含む。）中「および」を「及び」に改める。

別表中「貝塚市三ツ松1,048番地」を「貝塚市三ツ松1048番地」に、「貝塚市木積2,032番地」を「貝塚市木積2032番地」に、

「	貝塚市立永寿小学校 貝塚市立二色小学校	貝塚市三ツ松2,020番地 貝塚市二色一丁目3番1号	を
「	貝塚市立永寿小学校	貝塚市三ツ松2020番地	に、
「	貝塚市立第四中学校 貝塚市立第五中学校	貝塚市橋本1,385番地 貝塚市二色二丁目3番1号	を
「	貝塚市立第四中学校 義務教育学校 貝塚市立二色学園	貝塚市橋本1385番地 貝塚市二色一丁目3番1号	に改め

る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第 3 項（附属機関に関する条例（昭和31年貝塚市条例第322号）別表の改正規定中「貝塚市立小学校中学校教科用図書選定委員会」を「貝塚市立学校教科用図書選定委員会」に、「市立小・中学校に」を「市立小学校、中学校及び義務教育学校に」に改める部分に限る。）及び第 4 項（貝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年貝塚市条例第336号）別表第 1 の改正規定中「貝塚市立小学校中学校教科用図書選定委員会委員」を「貝塚市立学校教科用図書選定委員会委員」に改める部分に限る。）の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- この条例による改正後の貝塚市立学校設置条例別表に規定する貝塚市立二色学園の設置のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（附属機関に関する条例の一部改正）

- 附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「貝塚市立小・中学校通学区域審議会」を「貝塚市立学校通学区域審議会」に、「市立小・中学校の」を「市立小学校、中学校及び義務教育学校の」に、「貝塚市立小学校中学校教科用図

書選定委員会」を「貝塚市立学校教科用図書選定委員会」に、「市立小・中学校に」を「市立小学校、中学校及び義務教育学校に」に改める。

(貝塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 貝塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「貝塚市立小・中学校通学区域審議会委員」を「貝塚市立学校通学区域審議会委員」に、「貝塚市立小学校中学校教科用図書選定委員会委員」を「貝塚市立学校教科用図書選定委員会委員」に改める。

(貝塚市留守家庭児童会条例の一部改正)

- 5 貝塚市留守家庭児童会条例（平成12年貝塚市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校の」を削る。

第2条第1項中「の各号のすべての要件」を「に掲げる要件の全て」に改め、同項第1号中「規定する小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程」を加え、同項第2号中「概ね」を「おおむね」に改める。

(貝塚市立学校施設使用条例の一部改正)

- 6 貝塚市立学校施設使用条例（令和4年貝塚市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

議案第 69 号

大阪府都市競艇企業団規約の変更に関する協議について議決を求める件

大阪府都市競艇企業団規約の一部を次のように変更することに関し、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、関係市と協議することについて、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

大阪府都市競艇企業団規約の一部を変更する規約

大阪府都市競艇企業団規約（昭和 27 年 8 月 11 日許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

大阪府都市ボートレース企業団規約

第 1 条及び第 2 条中「大阪府都市競艇企業団」を「大阪府都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 70 号

市道の路線を認定する件

道路法第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

路 線 名	起 終 点	重 要 な 経 過 地
脇浜 28 号線	脇浜二丁目 592-17 番地先から 脇浜二丁目 592-15 番地先まで	脇浜二丁目
小瀬久保住宅 1 号線	小瀬 307-2 番地先から 小瀬 308-11 番地先まで	小瀬 久保
小瀬久保住宅 2 号線	久保 391-18 番地先から 久保 391-24 番地先まで	久保
小瀬久保住宅 3 号線	久保 391-11 番地先から 久保 391-24 番地先まで	小瀬 久保
水間 17 号線	水間 418-13 番地先から 水間 418-8 番地先まで	水間
東山五丁目 12 号線	東山五丁目 11-5 番地先から 東山五丁目 11-10 番地先まで	東山五丁目
和泉橋本駅前住宅 12 号線	地藏堂 358-11 番地先から 王子 573-11 番地先まで	地藏堂 王子

和泉橋本駅前住宅 13 号線	地蔵堂 35-22 番地先から 王子 573-17 番地先まで	地蔵堂 王子
木積 22 号線	木積 2135-6 番地先から 木積 2135-3 番地先まで	木積
東山六丁目 5 号線	東山六丁目 4-38 番地先から 東山六丁目 4-27 番地先まで	東山六丁目

議案第 7 1 号

令和 3 年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議決を求める件

令和 3 年度貝塚市下水道事業会計未処分利益剰余金 1 億 1,185 万 4,135 円のうち 2,748 万 681 円を、令和 4 年度下水道事業会計において、次のとおり減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市下水道事業未処分利益剰余金処分明細

(単位 円)

	利 益 剰 余 金	
	減 債 積 立 金	未処分利益剰余金 (繰越利益剰余金)
令和 3 年度末残高	0	111,854,135
議会の議決による 令和 4 年度処分数額	27,480,681	△ 27,480,681
処 分 後 残 高	27,480,681	84,373,454

議案第 72 号

令和 4 年度貝塚市一般会計補正予算（第 9 号）の件

令和 4 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 2 9 , 3 8 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 , 1 7 6 , 8 0 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		5,754,740	229,739	5,984,479
	1. 地方交付税	5,754,740	229,739	5,984,479
13. 使用料及び手数料		395,407	419	395,826
	1. 使用料	243,842	419	244,261
14. 国庫支出金		9,627,619	150,492	9,778,111
	1. 国庫負担金	6,213,929	61,240	6,275,169
	2. 国庫補助金	3,387,843	89,252	3,477,095
15. 府支出金		2,946,026	29,251	2,975,277
	1. 府負担金	2,224,510	26,920	2,251,430
	2. 府補助金	562,910	2,331	565,241
17. 寄附金		708,028	636	708,664
	1. 寄附金	708,028	636	708,664
18. 繰入金		2,277,035	7,745	2,284,780
	1. 基金繰入金	2,272,247	7,745	2,279,992
21. 市債		3,327,530	11,100	3,338,630
	1. 市債	3,327,530	11,100	3,338,630
歳	入	合	計	
		39,747,421	429,382	40,176,803

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,547,001	118,660	5,665,661
	1. 総務管理費	4,771,111	118,660	4,889,771
3. 民生費		18,527,511	157,249	18,684,760
	1. 社会福祉費	7,680,777	114,632	7,795,409
	2. 児童福祉費	7,648,377	42,617	7,690,994
4. 衛生費		4,034,575	84,961	4,119,536
	1. 保健衛生費	1,475,815	73,266	1,549,081
	2. 清掃費	1,586,617	11,675	1,598,292
	3. 病院費	960,345	20	960,365
6. 農林水産業費		312,503	943	313,446
	1. 農業費	291,048	943	291,991
8. 土木費		2,923,309	3,725	2,927,034
	2. 道路橋梁費	880,535	1,000	881,535
	5. 都市計画費	1,538,822	2,268	1,541,090
	6. 住宅費	326,955	457	327,412
9. 消防費		1,372,872	14,123	1,386,995
	1. 消防費	1,372,872	14,123	1,386,995
10. 教育費		3,483,304	27,650	3,510,954
	2. 小学校費	949,940	15,000	964,940
	3. 中学校費	907,977	4,000	911,977
	5. 社会教育費	753,238	2,500	755,738
	6. 保健体育費	153,108	6,150	159,258
11. 公債費		2,590,199	22,071	2,612,270
	1. 公債費	2,590,199	22,071	2,612,270
歳 出	合 計	39,747,421	429,382	40,176,803

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
4. 衛生費	2. 清掃費	塵芥収集車購入事業	12,902

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
個人番号カード出張申請受付等業務	令和4年度～令和5年度	4,466千円
個人番号カード交付等予約コールセンター業務	令和4年度～令和5年度	16,500千円
旅 券 発 給 業 務	令和4年度～令和7年度	29,950千円

(変更)

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
ふるさと納税業務委託事業	令和4年度～令和7年度	一年度につき、かいつかふるさと応援寄附に対する寄附額の6%までの額に消費税及び地方消費税を加算した額	令和4年～令和7年	一年度につき、かいつかふるさと応援寄附に対する寄附額の7%までの額に消費税及び地方消費税を加算した額
JR東貝塚駅西口広場整備工事	令和4年度～令和5年度	86,000千円	令和4年～令和5年	150,000千円

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前									補正後									
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					備考	
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他		
消防防災施設整備事業債	千円 128,800	証券借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府	年以内 20	年以内 5	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。	千円 139,000	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左	同左
農業基盤整備事業債	0			その他	30	5				900	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
起債合計	3,327,530									3,338,630									

議案第 73 号

令和 4 年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 4 年度貝塚市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 6 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 2 2 9, 6 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 11 月 30 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険料		1,947,479	△ 5,200	1,942,279
	1. 国民健康保険料	1,947,479	△ 5,200	1,942,279
4. 府支出金		7,329,443	2,600	7,332,043
	1. 府補助金	7,329,443	2,600	7,332,043
5. 繰入金		929,297	4,473	933,770
	1. 他会計繰入金	929,297	4,473	933,770
8. 国庫支出金		0	727	727
	1. 国庫補助金	0	727	727
歳 入	合 計	10,227,002	2,600	10,229,602

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		7,247,446	1,500	7,248,946
	7. 傷病手当金	1,500	1,500	3,000
5. 保健事業費		71,615	1,100	72,715
	2. 特定健康診査等事業費	47,327	1,100	48,427
歳 出	合 計	10,227,002	2,600	10,229,602

議案第 74 号

令和 4 年度貝塚市水道事業会計補正予算（第 1 号）の件

第 1 条 令和 4 年度貝塚市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度貝塚市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	2,111,318千円	19,800千円	2,131,118千円
第 1 項 営業費用	1,704,345千円	19,800千円	1,724,145千円

令和 4 年11月30日提出

貝塚市長 酒 井 了

議案第 75 号

令和 4 年度貝塚市病院事業会計補正予算（第 2 号）の件

第 1 条 令和 4 年度貝塚市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度貝塚市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 事業収益	7,473,318千円	221,033千円	7,694,351千円
第 1 項 医業収益	6,843,038千円	221,033千円	7,064,071千円
	支	出	
第 1 款 事業費用	7,949,181千円	258,533千円	8,207,714千円
第 1 項 医業費用	7,691,007千円	238,988千円	7,929,995千円
第 2 項 医業外費用	248,174千円	19,545千円	267,719千円

第 3 条 予算第 9 条中「1,276,948千円」を「1,498,585千円」に改める。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

貝塚市長 酒 井 了